

養育費は、大丈夫？

～子どものために話し合っておくこと～



* 養育費とは *

養育費とは、子どもが成人して社会的・経済的に自立できるという年齢までに必要な費用のことで、子どもと同居していない親が支払うものです。この費用には、教育・医療・娯楽・交通費など、子どもが自立するまでにかかるすべての費用が含まれます。

子どもがいる夫婦が離婚する場合、基本的にはどちらか一方が親権者となって子どもを養育することになりますが、離婚により親権者でなくなった親であっても、子どもの親であることに変わりはありません。ですから、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障する、という強い義務（民法 752 条生活保持義務）であるとされています。



* 養育費の取り決め *

養育費は、子どものためのものですから、父母が離婚する前にきちんと取り決めておきましょう。新たな生活の始まりから養育費の支払いがスムーズに行われるよう、養育費の①金額、②支払時期、③支払期間、④支払方法などを具体的に決めておきます。後日、その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておきましょう。できれば、公正証書に残しておくのがよいでしょう。

離婚する際に養育費の取り決めが出来なかった場合、子どもを監護養育している親は、いつでも養育費を請求することができます。

また、父母で話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停を申し立てることができます。



* 金額の決め方 *

養育費の金額は、親の生活水準によって異なりますが、子どもの養育のために、父母がお互いに納得する金額とすることが大切です。

養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」がありますので、参考にしてください。この「算定表」は、裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見るすることができます。

また、一旦取り決めをした場合でも、その後父母の収入が変化したときなど、事後的な事情の変更がある場合には、増額または減額について、双方が話し合って取り決めなおすことができます。



子どもに対して、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切です。しっかりと取り決めをして子どもの親として、協力しあいましょう。

ひとり親のための法律相談

毎月第4火曜日13時～16時に、離婚前の相談や、ひとり親家庭の抱える様々な法律問題、労働問題などについて、ひとり親家庭への支援に精通する弁護士に相談ができます。(先着6人 各回30分)

ひとり親家庭相談

ひとり親自立支援員が、ひとり親になった不安や、生活・就労全般の相談、母子父子寡婦福祉資金貸付金相談、離婚前相談などの相談を受け付けています。

◎ご予約・ご相談はこちらまで

☎ 072-620-1625

土日祝を除く、9時～17時

茨木市 こども育成部 こども政策課
(南館3階 窓口19番)



<養育費のご相談はこちら>

養育費相談支援センター

HP : <http://www.youikuhisoudan.jp/>

◎電話相談

平日(水曜日除く) 10時～20時

水曜日 12時～22時

土曜日・祝日 10時～18時

※振替休日は、電話相談はお休みです。

☎ 0120-965-419

※携帯電話とPHSは使えません。

☎ 03-3980-4108

※希望により、センターから電話をかけなおして、電話料金を負担しています。

◎メール相談

✉ info@youikuhisoudan.jp